

黒滝村新がんばる事業者応援事業支援金申請要項

(国の「事業復活支援金」の上乗せ支援金)

【事業の概要】

新型コロナウイルス感染症の影響のために、自主休業や外出自粛または燃料費等の事業経費の高騰により売上減少等で事業者の経営に深刻な影響が生じている中、村内の事業者に対し、黒滝村新がんばる事業者応援事業支援金（以下「村支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

○交付額 1事業者あたり10万円（1回のみ）

※ 事業者とは、事業活動拠点として、自己所有又は賃貸の施設を運営するもの。

【要件】

以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 国の事業復活支援金（以下「国支援金」という。）の交付対象となる要件を満たしており、国支援金の交付決定を受けている事業者であること。
- (2) 令和4年5月1日時点で黒滝村内に住所を有する営業実態のある中小企業※1その他の法人及び個人事業主※2であること。
- (3) 村税及び村使用料を滞納していないこと（徴収を猶予されているものは除く。）。
- (4) 申請を行う者又は構成員とその法人の役員が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

自宅を事業活動拠点としている場合は、自宅を事業所として扱うことができます。

※1 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する村内に事業所を有する会社、従業員100人以下のNPO法人等

※2 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する村内に事業所を有する個人

【申請手続】

(1) 申込受付期間

令和4年5月2日（月曜日）～同年8月31日（水曜日）

(2) 申請方法

持参及び郵送（簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。）

※申込み受付期間内必着

(3) 申請に必要な書類等

- ・国支援金の交付が実行されたことを確認できる通知書等の写し
- ・令和4年5月1日時点で黒滝村内において事業活動を行つていることが分かる書類（直近の確定申告書の写しまたは事業に関する監督官庁等の許認可証等の写し等）
- ・本人確認書類の写し

(4) 申請書等の提出先及びお問い合わせ先

〒638-0292 黒滝村大字寺戸77番地
黒滝村役場 企画政策課 「支援金受付係」

TEL : 0747-62-2031 FAX : 0747-62-2569

MAIL : kuro_ks@vill.kurotaki.lg.jp

【支援金の交付】

申請書類を受理した後、その内容が適正と認められるときは、支援金交付決定通知を送付するとともに、本協力金を申請口座へ振り込みます。

一方、申請書類の確認の結果、内容が適正と認められないときは、支援金不交付決定通知を送付します。

なお、いずれの場合も申請書類の返却はいたしません。

【支援金の返還】

支援金受領後に要件を満たさないことが判明した場合、その他不正の手段等により支援金を受領した場合、村は支援金の支給決定を取り消します。申請者は、支援金を返還するとともに、支援金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（支援金の額に年率10.95%の割合で計算した額）を納付いただくこととなります。

また、本支援金を返還期日までに返還しなかったときは、返還期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を村に納付しなければなりません。

【その他】

1. 申請後かつ支給前に支給要件を満たしていないことが判明する等、申請者自らの意思により申請を取り下げる場合はその旨を届け出てください。その場合は村担当課まで事前にご連絡ください。
2. 支給後に支給要件を満たしていなかったことが判明した場合は、速やかにその旨を届け出てください。届出をされる方は、村担当課まで事前にご連絡ください。
3. 本支援金の支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、黒滝村は、事業所の活動状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
4. 申請書類に記載された情報を国及び県及び村税務担当課と情報を共有することがあります。
5. 申請書類に記載された情報を、黒滝村暴力団排除条例に基づき、奈良県警察本部に提供することがあります。